

第1次

北しりべし廃棄物処理広域連合温暖化対策推進実行計画

2013（平成25）～2017（平成29）年度

平成24年11月

北しりべし廃棄物処理広域連合

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。

北しりべし廃棄物処理広域連合の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成23年度とし、計画期間を平成25年度から平成29年度までの5年間とする。

目標年度については、平成29年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

3. 対象範囲

実行計画は、本広域連合が行う全ての事務・事業とし、全ての施設（北しりべし広域クリーンセンター及び北後志リサイクルセンター）を対象とする。

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

第2章 基本的事項

1. 基準年度の二酸化炭素排出量

北しりべし廃棄物処理広域連合の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、21,214 t-CO₂である。

2. 要因別の排出状況

基準年度である平成23年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、一般廃棄物の焼却により排出される二酸化炭素が全体の約97%を占めており、次いで電気の使用により排出される二酸化炭素、灯油の使用により排出される二酸化炭素、灰溶融により排出される二酸化炭素、ガソリンの使用により排出される二酸化炭素の順となっている。

3. 削減目標

平成23年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成29年度の二酸化炭素排出量を、5%削減することを目指す。

第3章 具体的な取組

1. 管理部門

- ・構成市町村との連携により、ごみ排出削減やリサイクルの推進を図り、ごみ処理に要するエネルギーの消費削減に努める。
- ・適正な運転、搬入量に応じた柔軟な運転管理を行うことにより、ごみ処理効率の向上を図る。
- ・点検・補修を計画的に適正に行い、ごみ処理に支障を起こさない。
- ・廃棄物発電を積極的に行う。
- ・施設見学を積極的に受け入れ、地域住民のごみ減量意識の向上を図る。

2. 事務部門

- ・印刷物の両面使用・最小限化を図る。
- ・ペーパー資料の削減を図る。
- ・始業時や昼休みの消灯、未使用室の消灯を徹底する。
- ・空調機器の適温設定を徹底する。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「事務局」「推進担当者」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

(1) 事務局

事務局を北しりべし廃棄物処理広域連合事務局に置き、計画の策定を行い、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

(2) 推進担当者

北しりべし広域クリーンセンター及び北後志リサイクルセンターにそれぞれ1名の推進担当者を置き、計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図る。

2. 点検体制

事務局は、推進担当者をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、年1回の点検評価を行う。